

ロ	従たる事務所の設置の登記	申請件数	一件につき六万円
ハ	主たる事務所又は従たる事務所の移転の登記	申請件数	一件につき三万円
ニ	組合員に関する事項の変更の登記	申請件数	一件につき一万円
ホ	組合員の業務執行の停止又は業務代行者の選任の登記	申請件数	一件につき三万円
記			
ヘ	イからホまで、ト及びチに掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき三万円
ト	登記の更正の登記	申請件数	一件につき二万円
チ	登記の抹消	申請件数	一件につき二万円
(二)	組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記 (三に掲げる登記を除く。)		
イ	(一)イからへまでに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ロ	登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
(三)	組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事		

務所の所在地においてする清算に係る登記

イ 清算人の登記

ロ イ、ハ及びニに掲げる登記以外の登記

ハ 清算終了の登記

ニ 登記の更正の登記又は登記の抹消

二十八 投資事業有限責任組合契約の登記

(一) 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項（投資事業有限責任組合契約）に規定する投資事業有限責任組合契約（以下この号において「組合契約」という。）につきその組合の主たる事務所の所在地においてする登記（三）に掲げる登記を除く。）

イ 組合契約の効力の発生の登記

申請件数

一件につき六千円

申請件数

一件につき六千円

申請件数

一件につき二千円

申請件数

一件につき六千円

申請件数

一件につき三万円

ロ イ、ハ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき一万五千円
ハ 登記の更正の登記	申請件数	一件につき一万円
二 登記の抹消	申請件数	一件につき一万円
（一） 組合契約につきその組合の従たる事務所の所在地においてする登記（三に掲げる登記を除く。）	申請件数	一件につき六千円
イ （一）イ及びロに掲げる登記	申請件数	一件につき六千円
ロ 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
（二） 組合契約につきその組合の主たる事務所又は従たる事務所の所在地においてする清算に係る登記	申請件数	一件につき六千円
イ 清算人の登記	申請件数	一件につき六千円
ロ イ、ハ及び二に掲げる登記以外の登記	申請件数	一件につき六千円
ハ 清算終了の登記	申請件数	一件につき二千円

二 登記の更正の登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
二十九 個人の商業登記		
(一) 個人につきその本店の所在地においてする登記		
イ 商号の新設の登記又はその取得による変更の登記	申請件数	一件につき三万円
ロ 支配人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
ハ 商法第五条（未成年者の営業の登記）又は第七条第	申請件数	一件につき一万八千
一項（被後見人のためにする後見人の営業の登記）の		円
規定による登記		
二 商法第二十六条第二項（営業譲渡の際の免責の登	申請件数	一件につき一万八千
記）の登記		円
ホ 商号の廃止の登記又は登記の更正、変更若しくは消	申請件数	一件につき六千円
滅の登記（これらの登記のうちイ又はロに掲げるもの		
を除く。）		

へ 登記の抹消		
(二) 個人につきその支店の所在地においてする登記		申請件数 一件につき六千円
イ (一)イから二までに掲げる登記	申請件数	一件につき九千円
ロ (一)ホに掲げる登記又は登記の抹消	申請件数	一件につき六千円
三十 船舶管理人の登記		
(一) 船舶管理人の選任又はその代理権の消滅の登記	申請件数	一件につき三万円
(二) 抹消された登記の回復の登記又は登記事項の更正若しくは変更の登記	申請件数	一件につき六千円
三十一 夫婦財産契約の登記		
(一) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七百五十六条（夫婦財産契約の対抗要件）の登記	申請件数	一件につき一万八千円
(二) 登記事項の更正又は変更の登記	申請件数	一件につき六千円
(三) 登記の抹消	申請件数	一件につき六千円

三十二 人の資格の登録若しくは認定又は技能証明

(注) 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）第十四条の十一の三第一項（紛争解決手続代理業務の付記）の規定により社会保険労務士の登録にする紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付記は、新たな当該登録とみなす。

(一) 公認会計士又は外国公認会計士の登録	登録件数	一件につき六万円
イ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十七条 条（登録）の公認会計士の登録		
ロ 公認会計士法第十六条の二第一項（外国で資格を有する者の特例）の外国公認会計士の登録		
(二) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第六条第一項 （登録）の行政書士の登録		
(三) 弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第八条（弁 護士の登録）の弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円

(四) 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法(昭和六十一年法律第六十六号)第二十四条第一項(登録)の外国法事務弁護士の登録	登録件数	一件につき六万円
(五) 司法書士の登録又は認定		
イ 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第八条第一項(司法書士名簿の登録)の司法書士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定	認定件数	一件につき五万円
(六) 土地家屋調査士の登録又は認定		
イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第八条第一項(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号(民間紛争解	認定件数	一件につき五万円

決手続代理関係業務の認定) の認定

(七) 税理士法 (昭和二十六年法律第二百三十七号) 第十八条 (登録) の税理士の登録	登録件数	一件につき六万円
(八) 技術士法 (昭和五十八年法律第二十五号) 第三十二条 第一項又は第二項 (登録) の技術士又は技術士補の登録	登録件数	一件につき三万円
イ 技術士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 技術士補の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(九) 法令の規定により国の行政機関に備える名簿にする次に掲げる登録	円	
イ 次に掲げる者の新規登録		
(1) 医師又は歯科医師の登録	登録件数	一件につき六万円
(2) 薬剤師の登録	登録件数	一件につき三万円

(3) 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士又は歯科技工士の登録	登録件数	一件につき九千円
ロ イ(1)から(3)までに掲げる者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
登録		
(十) 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）による 歯科衛生士名簿にする登録		
イ 歯科衛生士法第六条第一項（登録）の歯科衛生士の登録	登録件数	一件につき九千円
登録		
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(土) 救急救命士法（平成三年法律第三十六号）による救急救命士名簿にする登録		
イ 救急救命士法第六条第一項（登録）の救急救命士の登録	登録件数	一件につき九千円

登録

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき千円

(三) 言語聴覚士法（平成九年法律第百三十二号）による言語聴覚士名簿にする登録

イ 言語聴覚士法第六条第一項（登録）の言語聴覚士の

登録件数

一件につき九千円

登録

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき千円

(三) あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）によるあん摩マツサージ指圧師名簿、はり師名簿又はきゆう師名簿にする登録

イ あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関

登録件数

一件につき九千円

する法律第三条の三第一項（登録）のあん摩マツサー

ジ指圧師、はり師又はきゆう師の登録

ロ イに規定する者に係る登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき千円

(四) 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）による柔道整復師名簿にする登録

イ 柔道整復師法第六条第一項（登録）の柔道整復師の

登録件数

一件につき九千円

登録

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき千円

(五) 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第四条

登録件数

一件につき一万五千

第三項（登録）の管理栄養士の登録

円

(六) 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）による理容師名簿にする登録

イ 理容師法第五条の二第一項（登録）の理容師の登録

登録件数

一件につき九千円

ロ 登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき千円

(七) 美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号）による美容師名簿にする登録	登録件数	一件につき九千円
イ 美容師法第五条の二第一項（登録）の美容師の登録	登録件数	一件につき千円
ロ 登録事項の変更の登録		
(六) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第二十八条（登録）の社会福祉士の登録又は同法第四十二条第一項（登録）の介護福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
イ 社会福祉士の登録		
ロ 介護福祉士の登録	登録件数	一件につき九千円
(五) 精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第二十八条（登録）の精神保健福祉士の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(三) 獣医師法（昭和二十四年法律第百八十六号）による獣		

医師名簿にする登録

イ 獣医師法第七条第一項（登録）の獣医師の登録

登録件数

一件につき三万円

ロ 獣医師法附則第十五項（獣医師法の準用）において

登録件数

一件につき九千円

準用する同法第七条第一項の獣医仮免状の所有者の登

録

ハ 登録事項の変更の登録

登録件数

一件につき千円

(二十一) 社会保険労務士法による社会保険労務士名簿にする

登録

イ 社会保険労務士法第十四条の二第一項（登録）の社

登録件数

一件につき三万円

会保険労務士の登録

ロ 社会保険労務士法第二条第二項（社会保険労務士の

申請件数

一件につき五万円

業務）の紛争解決手続代理業務試験に合格した旨の付

記

(二十二) 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号) 第七 条(登録)の作業環境測定士の登録		
イ 第一種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき三万円
ロ 第二種作業環境測定士の登録	登録件数	一件につき一万五千 円
(二十三) 計量法(平成四年法律第五十一号) 第二百二十二条第 一項(登録)の計量士の登録	登録件数	一件につき三万円
(二十四) 弁理士法(平成十二年法律第四十九号) 第十七条第 一項(登録)の弁理士の登録	登録件数	一件につき六万円
(二十五) 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律 第四百四十九号)による海技士免許原簿にする登録		
イ 船舶職員及び小型船舶操縦者法第七条第一項(登録 及び海技免状)の海技士で次に掲げるものの新規登録		

(1)	一級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(2)	二級海技士（航海）又は三級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき九千円
録			
(3)	四級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき四千五百円
(4)	五級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき三千円
(5)	六級海技士（航海）の登録	登録件数	一件につき二千百円
(6)	一級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき一万五千円
(7)	二級海技士（機関）又は三級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき九千円
録			
(8)	四級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき四千五百円

(9)	五級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき三千円
(10)	六級海技士（機関）の登録	登録件数	一件につき二百円
(11)	一級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(12)	二級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき六千円
(13)	三級海技士（通信）の登録	登録件数	一件につき二百円
(14)	一級海技士（電子通信）、二級海技士（電子通信）又は三級海技士（電子通信）の登録	登録件数	一件につき七千五百円
(15)	四級海技士（電子通信）の登録	登録件数	一件につき二百円
ロ	イに規定する者に係る登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十六)	船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十三条の五（登録及び小型船舶操縦免許証）の小型船舶操縦士の登録		

イ 一級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき二千円
ロ 二級小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千八百円
ハ 特殊小型船舶操縦士の登録	登録件数	一件につき千五百円
(二十七) 水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）による水先人名簿にする登録		
イ 水先法第七条第一項（登録及び水先免状）の水先人の登録	登録件数	一件につき六万円
ロ 登録事項の変更の登録	登録件数	一件につき千円
(二十八) 海難審判法（昭和二十二年法律第三百三十五号）第二十五条第一項（登録）の海事補佐人の登録	登録件数	一件につき三万円
(二十九) 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）第九条第一項（登録）の海事代理士の登録	登録件数	一件につき三万円
(三十) 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二十		

二条（航空従事者技能証明）の航空従事者技能証明又は 同法第十条の二第一項（耐空証明）の耐空検査員の認定		
イ 定期運送用操縦士の技能証明	技能証明の件 数	一件につき一万八千 円
ロ 事業用操縦士の技能証明	技能証明の件 数	一件につき七千五百 円
ハ 自家用操縦士の技能証明	技能証明の件 数	一件につき三千円
ニ 一等航空士又は航空機関士の技能証明	技能証明の件 数	一件につき一万二千 円
ホ 二等航空士の技能証明	技能証明の件 数	一件につき七千五百 円
ヘ 航空通信士の技能証明	技能証明の件 数	一件につき三千円

ト	数 技能証明の件 一件につき九千円
チ	数 技能証明の件 一件につき六千円
リ	数 技能証明の件 一件につき六千円
ヌ	数 技能証明の件 一件につき三千円
ル	数 技能証明の件 一件につき九千円
ヲ	認定件数 一件につき六千円
(三十一) 不動産鑑定士の登録	

イ 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律 第百五十二号）第十五条（登録）の不動産鑑定士の登 録	登録件数	一件につき六万円
ロ 不動産の鑑定評価に関する法律第十八条（変更の登 録）の変更の登録	登録件数	一件につき千円
（三十二） 建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条第 一項（登録）の一級建築士の登録	登録件数	一件につき六万円
（三十三） 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十 七条の五十八第一項（登録）の建築基準適合判定資格者 の登録	登録件数	一件につき一万円
（三十四） マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平 成十二年法律第四百十九号）第三十条第一項（登録）の マンション管理士の登録	登録件数	一件につき九千円